

令和2年度 第1回石川県国民健康保険運営協議会 議事要旨

- 日時： 令和2年8月31日(月)18時00分～
- 場所： 石川県庁行政庁舎11階1109会議室
- 出席委員： 10名
 - 【被保険者代表】
池島委員、亀田委員、坂下委員
 - 【保険医又は保険薬剤師代表】
橋本委員、牧本委員
 - 【公益代表】
石田委員、中村委員、森河委員
 - 【被用者保険等保険者代表】
田中委員、梨野委員
- 事務局： 北野健康福祉部長、高橋医療対策課長
他9名

1. あいさつ (北野健康福祉部長)

2. 議事

① 諮問

<事務局>

- ・ 資料1により「石川県国民健康保険運営協議会の概要」の説明
- ・ 資料2により諮問

② 説明事項

<事務局>

- ・ 資料3により「令和元年度石川県国民健康保険特別会計決算（見込み）について」を説明

- ・ 資料4により「令和2年度石川県国民健康保険特別会計の概要及び市町における国民健康保険料率について」を説明
- ・ 資料5により「石川県国民健康保険運営方針の見直しについて」を説明

① 質疑

・ 保険料水準の統一について

<委員>

保険料水準の統一に関して、現状では（医療費水準や保険料水準に）格差があるので難しいとのことだが、今後市町と議論を続けていくとされている。数年後には統一するという方向性で進むのか。

<事務局>

今般、国は、財政運営の都道府県化の趣旨の深化を図るため、国保運営方針策定要領を改定し、将来的には保険料水準の統一を目指すことを明確化したところ。国は、将来的な保険料水準の統一に向けて、県及び市町に期待される役割として、「まずは改めて議論を深めることが重要」としております。

運営方針の見直し案についても、「当面、保険料水準の統一は行わない」としてしまいましたが、「国の考え方や本県における実情を踏まえ、市町と議論を続けていく」という運営方針の内容とさせていただいたところでもあります。

・ 保健事業と介護予防の一体的実施について

<委員>

高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施について、以前から問題意識を持っていたが、実際には介護予防と保健事業の担当課が別々となっている市町が多いが、今後どのように進めて行くのか教えて欲しい。

<事務局>

75歳に到達した国民健康保険の被保険者は、後期高齢者医療制度の被保険者へ異動することから、保健事業の接続についてそもそも課題がありました。また、75歳以上の高齢者に対する保健事業は、後期高齢者医療制度により行う一方、介護予防に関する取り組みは介護保険制度によって行っており、疾病予防や生活機能維持に係る課題に対して一体的に対応できていない、

また、委員のおっしゃるように市町によっては担当課が違う、といったような課題もありました。

このことから、高齢者の自立した生活を実現し、健康寿命の延伸を図っていくためには、生活習慣病等の重症化を予防する保健事業と、生活機能の低下を防止する介護予防の双方を一体的に実施する必要があるとされ、令和元年度に関係法令が改正され、令和2年4月より施行されております。

具体的には、市町に配置された保健師等の医療専門職を中心に、事業の企画調整や地域における健康課題の把握・分析を行い、関係部署間で連携することで、制度間で途切れることのない高齢者支援を実施することとされました。

・保健事業と介護予防の一体的実施と、介護保険事業計画との関係

<委員>

今年は、市町において「介護保険事業計画」を作成しているところだと思いが、保健事業と介護予防の一体的な実施というのは、介護保険事業計画を作る上で非常に重要になってくると思うが、その点について県で支援や連絡調整のような働きかけはあるのか。

<事務局>

基本的には保健事業の一体化の中で実施しているということになります。県においては、医療対策課・健康推進課・長寿社会課の担当者が保健事業を実施する上で現場のニーズを常に把握し、互いに連絡調整しながら、今後事業を実施します。

また、この取り組みは、保険者努力支援制度の中でも求められているものです。したがって、横の連携を取りつつ、現場の保健師等のニーズといった状況を踏まえながら進めていきたいと考えています。

3. 閉会